

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市旭2丁目4番16号藤原英夫から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成20年8月14日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 宮 澤 宗 弘
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸

20監査第22号

平成20年（2008年）8月7日

（請求人） 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 宮 澤 宗 弘
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について

（通知）

平成20年7月3日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市旭2丁目4番16号 藤原英夫

2 請求書の提出

平成20年6月1日付けの長野県職員措置請求書（以下「請求書」という。）は、同月16日に郵送により提出され、同日付けでこれを受け付けた。

3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

提出された長野県措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである。（原文引用）

ア 請求人は、松本市監査委員に職員措置請求して、その結果、監査委員が実地調査を行って、非課税違法を勧告した。また、市長は、勧告によって課税対象として、減免措置を行ったから、請求人は再度職員措置請求を行って、監査委員の再調査勧告になった。市長ないし教育委員会学校教育課は、再調査して減免税措置を行った。請求人は、住民訴訟を長野地方裁判所へ提訴して、課税免除取り消し命令の判決になったが、市長は控訴手続きをとって、目下、東京高等裁判所で係争中である。これらの事実について、請求人は市税台帳を閲覧する権利がなく、また、情報公開法による開示請求によって、関係文書を取り寄せる場合に、開示の制限がある。よって、先ず、これらの事実関係を、監査委員が明らかにするよう求める。

イ 補助金は、実体法の地方自治法第232条の2公益上の寄付金及び補助金交付に基づいて、あくまでも「公益性」確保が、補助金交付ないし公金支給の必要条件になっている。

この点は、上記の免税措置（非課税と軽・課税）における公益性の不特定多数利用という判断基準と、同様の法的根拠になっている。その憲法上の根拠がこの憲法89条である。この観点から本件を検証すると、公益目的以外の学校敷地、その建物使用は憲法89条条項によって禁じられている。結論として、右の「公益性がない朝鮮総連本部による学校法人長野朝鮮学園敷地、及び建物等施設の使用」は、憲法89条公の財産の利用禁止規定に抵触して違憲となる。当学園の施設を、総連本部が使用することは、違憲として禁止すべきである。村井知事は、憲法に反する本件の学校法人認可を、取り消すべきである。

ウ 日本国は北朝鮮とウィーン条約を締結して、国交関係をもたないけれども、在日朝鮮人、そんぽ団体、法人（社团）は、日本国憲法、その法令に従う義務がある。勿論、人権を含む権利も、日本国籍を有する日本人と同様に、保障されなければならない。コンプライアンス、法令順守を無視して、治外法権を主張することは、容認されない。その他、学校法人各種学校の本件長野朝鮮学園の学校は、寄付行為の目的範囲内で、学校教育法83条、その他私立学校法第29条など、教育法に則って、運営されなければならない。また、それら学校教育法などは、教育基本法に則るから、教育基本法第14条政治教育などに、抵触してはならない。よって、法令に反する校舎建物、及び社会教育施設などを、敷地内に建てることにより、教育基本法に則る学校教育法、及び社会教育法などに抵触して、朝鮮総連本部が北朝鮮政府の国益目的、及び朝鮮人の私的利益行為を行う活動は、当然ながら、禁止すべきものである。ちなみに、この学校法人長野朝鮮学園には、松本市学校教育課から、補助金として、私立高等学校運営費が助成されてきた。また、長野県私学教育振興室から、補助金として私立外国人学校教育振興補助金が助成されている。これらは、右の市税条例による固定資産税、都市計画税の軽減ないし非課税措置の「見えない補助金」に比べて、学校法人学校に利益を与える公金助成の顕在化した「目に見える補助金」助成である。これらは、本学園の私学教育に対して、重要な公的援助となってきた。ちなみに、上述のように、その補助金交付の法的根拠規定は、地方自治法第232条の2公益上の寄付及び補助金条項である。平成18年2月2日、右福岡高裁の熊本市税条例課税減免違法判決では、松本ケースと同様に、公益目的に反する朝鮮総連本部への公的助成金が、目的外使用と判断された。これらの補助金と免税は、公金支出と減免税による「一種の目に見えない補助金」交付に相当するから、共に公益性が適用基準となっている。よって、県監査委員は、本件において、朝鮮総連本部を学校法人長野朝鮮学園学校内に設置して、憲法89条に抵触する事実、その他、地方自治法第232条の2、私立学校法第29条、教育基本法第14条、社会教育法第42条などの教育法、及び地方税法348条、第367条、松本市税条例第65条1項2号、長野県補助金交付規則など、関連する実体法上の違憲事実を、確認するよう求める。

エ 本件の朝鮮総連本部に係わる学校法人長野朝鮮学園構内設置は、右のように憲法89条ケースとして、新判例の事例になっている。全国で、そのようなケースは、松本市の朝

鮮学園・朝鮮総連併用施設の朝鮮文化会館が、唯一の事例である。しかも、憲法第98条最高法規性から、地方自治法、教育法、地方税法など、あらゆる法令に抵触するという特徴がある。県監査委員は、知事に対して、これらの点を含め、関係者の総連本部及び学校法人朝鮮学園に対する本件違法支出の損害賠償請求、及び財務会計上の管理を行うとともに、是正に必要な処置を講ずべきことを請求する。知事は地方自治法242条により上記各項について、その怠る事実を同法による調査などの適切な措置をとって、これにより生じた長野県の損害を補填するために違法行為を行っている者に対して、必要な管理措置、及び損害賠償の請求を行うよう求め、これらを是正するべきは是正の措置を取るべきである。平成19年度の長野県が交付した、本件の私立外国人学校補助金交付要領に基づく、教育費、教育総務費、私立学校振興費、負担金補助金及び交付金（以上、支出科目、これらは教育運営の全般に係わる）は、2,394,000円で、その金額が以上の違法事実にあたる。よって、村井知事は、長野朝鮮学園に対して、返還請求すべきものである。

(2) 添付資料（事実証明書）

- ア 平成18年（行ウ）第4号損害賠償請求権行使請求事件及び平成18年（行ウ）第14号固定資産税減免取消し請求事件にかかる長野地方裁判所判決文
- イ 平成19年度私立外国人学校補助金内示について（起案文）
- ウ 私立外国人学校補助金交付要綱

(3) 事実を証する書面の追加提出

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により添付を義務付けられている事実を証する書面は、請求書に添付された上記(2)のもののほか、平成20年7月10日に、「住民監査請求監査結果に伴う勧告（松本市 A824～0627-001 平成20年6月27日）」が追加提出された。

4 請求の受理

本件請求は、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年7月3日、これを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6号の規定に基づき、平成20年7月18日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人から陳述の聴取をした。

(1) 証拠書の提出

- ア 長野県職員措置請求書の補正
- イ 長野県職員措置請求書（上記補正後の請求書）
- ウ 松本市長会見記録（2006年2月6日）のフロッピーディスク
- エ 学校法人補助金現地調査報告書（平成19年3月19日起案以下公開請求資料）
- オ 平成19年度私立外国人学校補助金の内示について
- カ 長野朝鮮学園各階平面図
- キ 長野朝鮮学園評議員会議事録（平成19年3月20日以下一式）
- ク 私立学校等の設置の手續等に関する規則（昭和59年1月12日規則第2号）
- ケ 地方税、同法施行令、同法施行規則等の改正について

（抜粋）（平成18年4月1日総務事務次官通知）

- コ 最高裁判所第二小法廷判決文（平成19年11月30日：福岡高裁の固定資産税等の免除措置無効確認請求事件）
- サ 平成19年3月13日東京地裁民事第43部に提出された証拠説明書一式（在日本朝鮮人総聯合会規約等）
- シ 平成20年7月10日東京高裁第15民事部に提出された証拠説明書一式（学校法人長野朝鮮学園校舎C棟の使用状況等）
- ス 平成18年4月3日報告書：松本市職員措置請求に係る関係人の調査について（学校法人長野朝鮮学園長野朝鮮初級学校に関する固定資産税及び都市計画税について、在日朝鮮人総聯合会長長野県本部関連施設に関する固定資産税及び都市計画税について、学校法人長野朝鮮学園長野初級学校運営補助金について）
- セ 平成18年9月1日報告書：松本市職員措置請求に係る関係人の調査について（朝鮮文化会館に関する固定資産税の減免措置について、学校法人長野朝鮮学園長野初級学校運営補助金について）
- ソ 平成13年度に支出した、朝鮮学園に対する建設費補助金の取扱いについて（伺い）（松本市：平成18年7月14日起案文）（朝鮮総連使用施設に係る建設費補助金について）
- タ （学）長野朝鮮学園に対する松本市固定資産税都市計画税更正（減免）通知書
- チ 学校法人長野朝鮮学園現在事項全部証明書
- ツ 長野朝鮮学園建物全部事項証明書
- テ 長野朝鮮学園の固定資産税課税に関する新聞記事14件

(2) 陳述

請求人から、請求内容の補足説明があった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求は、自治法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる。」としており、その対象となる行為は、当該地方公共団体の財務会計上の行為に限られている。また、住民監査請求が適法となるためには、当該財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的、個別的に示されていることが要件とされる。

これに基づき、請求書及び提出された事実を証する書面の記載事項等を総合判断して、監査委員は、学校法人長野朝鮮学園（以下「学園」という。）に対して交付した平成19年度私立外国人学校補助金（以下「平成19年度補助金」という。）2,394,000円を監査の対象として特定した。

2 監査対象機関

学校法人にかかる所管部局は、平成19年度まで教育委員会であったが、平成20年度から総務部情報公開・私学課（以下「総務部」という。）に所管変更されたため、総務部を監査対象機

関とした。

3 監査対象機関の監査

監査対象機関の総務部から平成20年7月17日に陳述書が提出された。また、自治法第242条第4項の規定により、監査委員は必要があると認めため、平成20年7月30日に面接調査を実施したほか、帳簿、書類の調査を実施した。

4 関係人調査

私学外国人学校補助金交付要綱に基づき、平成19年度補助金の交付を受けた学園について、自治法第199条第8項の規定に基づき、職員調査を実施した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

平成19年度補助金について、請求人の主張する違法又は不当の事実は認められず、請求人の主張には理由がないので、棄却する。

請求人のその他の請求は、却下する。

2 事実関係の確認

監査の結果、平成19年度補助金支出に関して次の事実を確認した。

(1) 総務部にかかる調査について

ア 長野県（以下「県」という。）は、昭和46年7月30日付けで学校法人長野朝鮮学園の設立及び長野朝鮮初中級学校の設置を認可している。

イ 平成19年度補助金については、教育委員会私学教育課（平成19年度までの所管課：以下「私学教育課」という。）からの内示に基づき、学園から平成19年6月18日付けで補助金交付申請書の提出がなされた。私学教育課は当該補助金の算定基準日となる平成19年5月1日現在の小中学校修学相当の生徒数59人に対し、県が定める生徒1人当たり40,590円を乗じた2,394,000円を、教員人件費に対する補助金として同年7月10日付けで補助金の交付決定をした。以後、同年7月27日に957,000円、同年12月28日に1,437,000円を概算払いし、平成20年3月31日に学園からの事業完了報告の提出を受け、事業完了確認を書面で行っていた。

ウ 当該補助事業の内示条件において、会計処理については「私立学校振興助成法第14条第1項の基準に準じ、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に従って会計処理をおこなうこと」とされていた。

エ 私学教育課は、平成19年3月9日に実施した学校法人現地調査において、チェックリストに基づき調査を実施していた。調査に際し改善が必要と認められた事項については、改善を求める文書を送達し、学園から文書による報告を求めていた。平成19年度においては、当該調査に係る改善報告内容の確認、指導を継続して行っていたが、学園からの文書による報告は、平成20年度になって行われた事項もあった。

オ 当該補助金が創設された平成13年度以降、平成16年2月16日、平成18年2月28日、平成19年3月9日に学校法人現地調査を実施していた。私学教育課は、専修・各種学校における同調査を原則3年に1度行うこととしていたことなどから、平成19年度中は実施していなかった。しかし、平成19年7月2日、学園の運営状況を調査するため、私学教育課職員による現地調査を実施していた。

(2) 関係人にかかる調査について

ア 平成19年度補助金の算定基準となる生徒数については、在籍者名簿のほか、学籍簿、授業料納付台帳と照合し、59人であることを確認した。

イ 当該補助金は、私立外国人学校補助金交付要綱第2第1項において、補助金の対象経費は、「経常的運営に要する経費（小学校、中学校の修学年齢相当を対象とした課程に係る経常的運営に要する経費）で知事が別に定めるものとする。」とされている。知事は、補助事業計画書及び補助事業実績報告書の様式で、補助金は「当該年度中に勤務することが確実と認められる教員、事務職員等」に対する「補助対象教職員の給与費及び所定福利費」としている。また、当該補助金の内示における留意事項においても、補助対象課程及び補助対象経費について、その旨を通知している。

補助金の使途である教職員の人件費については、教職員名簿、給与台帳、賃金台帳、源泉徴収票、私立学校共済組合支実実績等から補助事業計画書通りの教職員が在籍・勤務していたことを確認したので、補助金が常勤教職員の人件費に充てられていると判断した。

ウ 長野朝鮮初中級学校において、国語（朝鮮語）、日本語、算数、社会科等教科目が、週間、年間の計画のもとに行われていることを学校要覧、学校掲示板などで確認した。

エ 長野朝鮮初中級学校において使用されている教科書は、学友書房（東京都）が出版している教科書であることを確認した。

3 判断

(1) 平成19年度補助金の交付について

以上の事実関係の確認のほか、総務部及び関係人からの説明を総合して、本件請求について次のように判断する。

ア 私立学校法第59条において、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合は、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる旨規定している。また、私立学校振興助成法第10条及び第16条では、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出することができる旨規定している。調査において、学園は昭和46年7月30日に学校法人認可を受けていることを確認しているので、県が学園に対し補助金を支出することは違法ではない。

県の「私立外国人学校補助金交付要綱」の目的は、県内に居住する外国人を専ら対象として、小学校、中学校の修学年齢相当を対象とした課程の教育を支援することであり、父母負担の軽減と学校法人の健全化が図れるよう創設されたものであることから、当該要綱に基づく補助金の趣旨に沿った教育がなされているならば、学校に対して補助金の支出ができるものである。

イ 請求人は、陳述において長野朝鮮初中級学校が教育基本法に反する教育を行っている旨主張しているが、学園は学校教育法第134条に規定する各種学校であり、私立学校法第64条第4項による準学校法人である。学園は、各種学校規程の基準を満たしていることから認可された各種学校のため、文部科学省の定める学習指導要領に基づく課程は必須とされない。しかし、学園においては、学校教育法に基づき、学則に定める教育課程に基づく教科目により授業が

行われていることを調査で確認しており、その教育内容は補助金創設の趣旨に沿ったものと考えられる。

ウ 請求人は、公益性がない朝鮮総連長野県本部（以下「県本部」という。）が学園の敷地及び建物等を使用していることは、「公の財産の利用を禁止した憲法第89条に反するので、学校法人長野朝鮮学園に対する補助金支出は違法」と述べている。

調査の結果、平成15年度頃から県本部が学園の校舎の一部を使用し始め、合わせて同窓会等と同じ校舎部分を使用していることが認められた。これは教育施設としての当初の使用目的に反するものであるため、県は平成19年3月9日の現地調査において、施設使用変更届を提出するよう学園を指導し、学園からは、平成19年6月12日付けで使用変更届が提出されていた。これらの経過及び今回の住民監査請求に関して行った調査の結果からみると、校舎の一部の目的外使用が、当該補助金の目的を損なうものとは認められないところであり、また、十分ではないとはいえ、県の指導に応じた報告もなされており、「公の支配」の下に学園運営が行われているとみられるので、請求人の主張には理由がないと考える。

エ 監査対象機関及び関係人調査において、補助金の申請、交付、確定等の手続きについては、長野県補助金交付規則及び私立外国人学校補助金交付要綱に沿ってなされており、違法な財務会計上の行為の事実や証拠は認められなかった。

以上のことから、請求人の主張については理由がないものと判断する。

(2) 松本市が固定資産税・都市計画税の減免措置している事実を確認することについて

学園が所有する教育施設の一部を、公民館類似施設の集会場名目で県本部が使用していることに対し、固定資産税が減免措置になっていることについて確認を求めているが、固定資産税等の賦課徴収は、松本市における財務会計上の行為であり、県としての財務会計上の行為と認めることはできない。

(3) 学園の学校法人の認可を取り消すことについて

学園の施設を県本部が使用することは違憲であるので学校法人の認可を取り消すよう求めているが、知事に各種学校の学校法人認可権限はあるものの、このことは財務会計上の行為と認めることはできない。

(4) 県本部を学園内に設置していることは憲法第89条等に抵触することを確認することについて

県本部が学園内に設置されていることは、憲法第89条その他の法律に反し違憲であることの確認を求めているが、このことについても財務会計上の行為と認めることはできない。

4 意見

本件請求に係る学園の学校運営に関する調査の中で、学園が新校舎建設時の費用に関連して、株式会社整理回収機構から学園資産について仮差し押さえを受けるなど、財務状況については困難な実情にあると思われる。総務部においては、学園の管理運営、会計処理等について、継続的に指導し、健全な学校法人運営がなされるよう、一層の取り組みをされたい。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月14日

長野県福祉大学校 柳澤直樹

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

実習用サーバ1台

パーソナルコンピュータ28台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校 事務室

電話 0266(52)1459

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年9月2日(火) 午後2時

イ 場所 福祉大学校 1階大研修室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成20年8月26日(火)午後5時まで以上に上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県福祉大学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

福祉政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月14日

長野県立歴史館長 平澤 武司

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県立歴史館常設展示室マルチメディア情報提供システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

千曲市大字屋代字清水260-6

長野県立歴史館

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、

入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有している者であること。

(5) 博物館、美術館等でウィンドウズ版コンピュータシステムを構築した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付期間、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 交付期間

公告の日から平成20年8月29日までの月曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代字清水260-6

長野県立歴史館 管理部

電話 026-274-2000

4 入札手続等

(1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年9月19日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県立歴史館 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の提出期限及び提出場所

ア 期限 平成20年9月18日(木) 午後5時(必着)

イ 場所 千曲市大字屋代字清水260-6

(郵便番号 387-0007)

長野県立歴史館 管理部

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年9月12日(金)午後5時までに3の(2)の場所に提出してください。平成20年9月2日から平成20年9月8日までの間は、当館に入館できませんので、提出することはできません。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立歴史館長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

文化財・生涯学習課